

評価第62号
平成19年1月25日

宮城県行政評価委員会
委員長 大村 虔一 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政評価制度の改正案について（諮問）

このことについて、行政評価委員会条例（平成13年宮城県条例第14号）第1条第1項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴きたいので、下記の資料を付して諮問します。

記

- 1 事業評価（大規模事業評価，公共事業再評価，事業箇所評価）制度改正案
- 2 事業評価（大規模事業評価，公共事業再評価，事業箇所評価）制度改正案の概要
- 3 行政活動の評価に関する条例施行規則等の改正案（新旧対照表）

1 事業評価（大規模事業評価・公共事業再評価・事業箇所評価） 制度改正案

（ 1 ）大規模事業評価関係

「公共事業」「施設整備事業」の定義・範囲の明確化
事業再評価要件の追加
計画評価の変更（再計画評価）に関する規定の新設
評価事業完了報告書の新設

（ 2 ）公共事業再評価関係

対象除外範囲の新設
部会意見対応状況報告書の新設
評価事業完了報告書の新設

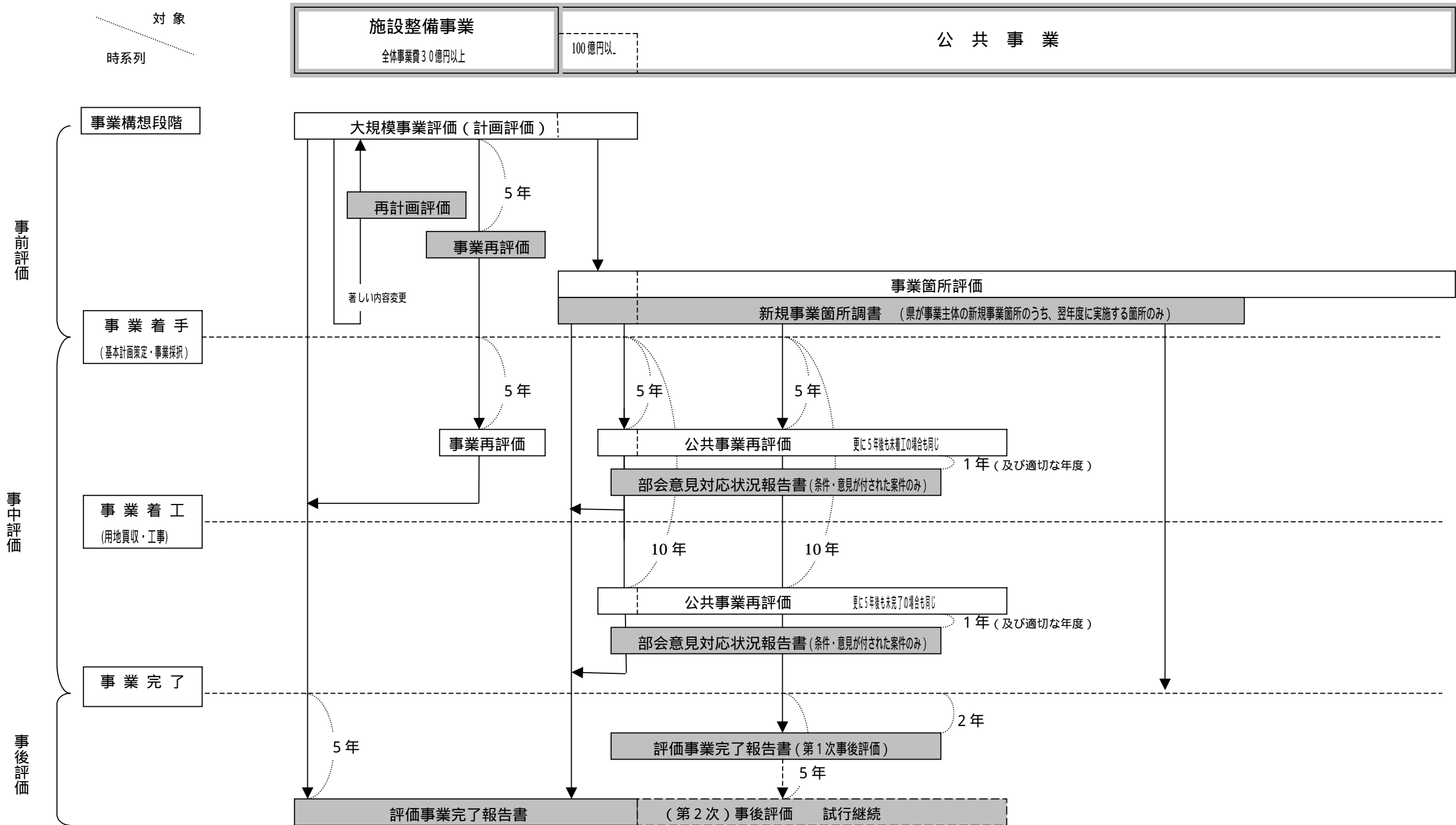
（ 3 ）事業箇所評価関係

新規事業箇所調書の新設及び対象除外範囲の変更

2 事業評価（大規模事業評価・公共事業再評価・事業箇所評価）制度改正案の概要

改正部分

～ 規程改正案の対応番号



【検討経過】

平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度（+は今後予定）
庁内プロジェクトチーム 5回	・行政評価室内検討会 8回 ・事後評価*に係る担当者検討会 9回	・行政評価室内検討会 4回 ・事後評価*試行（含む部会意見聴取）開始 （16年度：3事業、17年度：1事業、18年度：9事業）	・土木総務課、産経総務課等との検討会 6回 ・公共事業評価制度改善ワーキンググループ 6回 ・公共事業評価担当技術補佐（総括担当）会議 1回 ・事後評価**に関する関係課室意見聴取	・公共事業評価制度改善ワーキンググループ 8回+1回 ・公共事業評価担当技術補佐（総括担当）会議 3回

[* 公共事業 **大規模事業]

(1) 大規模事業評価に係る規程改正案

規則：行政活動の評価に関する条例施行規則

要領：大規模事業評価実施要領

改正項目	改正理由・内容	規程	改正規定（ゴシックが改正箇所）
「施設整備事業」「公共事業」の定義・範囲の明確化	<p>評価対象である施設整備事業及び公共事業の定義・範囲について、これまでの制度運用実態を元に明確化を図ることとし、定義にあたっては、両事業を包含・区分が可能な、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号））の「公共施設等の整備等」の概念・定義【別紙参考】を用いる。</p> <p>公共事業に係る一貫性ある評価体系構築の観点から、公共事業の定義について、大規模事業評価、公共事業再評価及び事業箇所評価で共通とする。</p>	規則	<p>（大規模事業評価の範囲等）</p> <p>第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 全体事業費が100億円以上の公共事業 二 全体事業費が30億円以上の施設整備事業 <p>2 前項第1号の公共事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業のうち、土木部及び農林水産部が所管する事業（公用施設及び研究施設に係るものを除く。第4章及び第5章において同じ。）をいい、同項第2号の施設整備事業とは、それ以外の事業をいう。</p>
事業再評価要件の追加	<p>現行では、事業着手後、一定期間内に事業着工に至らない場合にのみ、事業再評価を行うこととしているが、同じく、計画評価により事業実施を決定したにもかかわらず、事業着手が長期間行われない場合についても、事業再評価の対象とする。</p>		<p>3 第2条第2項第1号の大規模事業評価（以下単に「大規模事業評価」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画評価 第1項第1号又は第2号の事業について、事業着手（事業に係る基本計画の策定又はそれに相当する行為をいう。以下同じ。）の前に行う評価 二 事業再評価 第1項第2号の事業として前号の計画評価（以下単に「計画評価」という。）を行った事業について、事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれる場合（計画評価において事業実施を適切と判断した事業について、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手がなされないことが見込まれる場合を含む。）を行う評価
計画評価の変更（再計画評価）に関する規定の新設	<p>計画評価の前提となった事業内容が、その後、著しく変更された場合、県民及び行政評価委員会への意見聴取の前提自体が変わり、計画評価が無実化してしまうことから、そのような場合の計画評価の変更・やり直しに関する根拠規定を設ける。</p>		<p>4 計画評価を行った後、事業着手までの間に、計画評価に係る次条第1項に掲げる項目の概要に著しい変更が生じた場合は、再度、計画評価を行うものとする。</p>
評価事業完了報告書の新設	<p>「成果を重視する県政を推進する」という行政活動の評価に関する条例の目的（同第1条）に照らし、計画評価又は事業再評価を行った事業について、事業完了後5年以内に、評価事業完了報告書を大規模事業評価部会に提出することにより、大規模事業に係る事後評価的機能を新設する。</p>	要領	<p>（委員会への報告）</p> <p>第7 事業所管部長は、規則第15条第3項に規定する計画評価を行った事業について、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に、企画部長に対して評価事業完了報告書（計画評価のみを行った事業については別記様式第5号の1又は2。事業再評価又は公共事業再評価も行った事業については別記様式第6号の1又は2。）を提出するものとする。</p> <p>2 企画部長は、前項の評価事業完了報告書を委員会大規模事業評価部会（以下「部会」という。）に提出するとともに、事業所管部長は、部会において同書の内容に関する説明を行うものとする。</p>

(2) 公共事業再評価に係る規程改正案

規則：行政活動の評価に関する条例施行規則

要領：公共事業再評価実施要領

改正項目	改正理由・内容	規程	改正規定（ゴシックが改正箇所）
対象除外範囲の新設	公共事業に係る一貫性ある評価体系構築の観点から、事業箇所評価を公共事業再評価の事前評価的に位置付け、両評価間に一連性を持たせることに伴い、両評価の対象除外範囲を共通にする。	規則	（公共事業再評価の範囲） 第22条 条例第4条第1項第2号口の規則で定める公共事業は、県が事業主体である公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。
部会意見対応状況報告書の新設	現在実施している、評価翌年度の部会への部会意見対応状況報告について、部会意見対応状況報告書として、実施の根拠を明確化する。	要領	（委員会への報告） 第8 事業所管部長は、再評価対象公共事業のうち、委員会公共事業評価部会（以下「部会」という。）から事業の継続若しくは中止等の条件又は当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見を付されたものについて、再評価を行った翌年度及び条件又は意見の内容に応じた適切な年度に、部会意見対応状況報告書（別記様式第5号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。 2 事業所管部長は、再評価対象公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して2年度以内に再評価事業完了報告書（別記様式第6号）を作成し、企画部長に対して提出するものとする。 3 企画部長は、前二項の書面を、当該年度内に開催される部会に提出するとともに、事業所管部長は、同部会において同書面の内容に関する説明を行うものとする。
評価事業完了報告書の新設	公共事業に係る一貫性ある評価体系構築の観点から、再評価を行った事業について、事業完了後2年以内に評価事業完了報告書を作成し、公共事業評価部会に提出することにより、公共事業に係る事後評価的機能を新設する。		

(3) 事業箇所評価に係る規程改正案

規則：行政活動の評価に関する条例施行規則

要領：事業箇所評価実施要領

改正項目	改正理由・内容	規程	改正規定（ゴシックが改正箇所）
新規事業箇所調書の新設及び対象除外範囲の変更	公共事業に係る一貫性ある評価体系構築の観点から、現行の事業箇所評価の対象事業のうち、県が事業主体である翌年度実施予定の新規事業箇所について、「新規事業箇所調書」を作成・公表することとし、公共事業の計画段階での透明性の一層の向上と再評価対象事業となった場合の調査審議の能率向上を図る。 また、上記趣旨から、同調書は、現在、事業箇所評価の対象から除外している「実施予定箇所が1箇所である事業」についても作成する必要があることから、1箇所事業についても評価対象に含める。	規則	（事業箇所評価の範囲） 第31条 事業箇所評価は、次に掲げる事業の実施予定箇所のうち、事業箇所評価を実施する年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定しているものについて行うものとする。 一 県が事業主体である公共事業 二 県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、事業箇所評価は行わないものとする。 一 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業 二 維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業 三 実施予定箇所が1箇所である事業
		要領	（評価結果の反映書面） 第5 事業所管部長は、企画部長が別に定める時期に、当該事業所管部長の所管する公共事業に係る条例第11条第2項の書面（別記様式第5号又は第6号）を作成し、企画部長に当該書面を提出するものとする。 なお、別記様式第5号に記載した新規事業箇所のうち、翌年度に実施する箇所については、新規事業箇所調書（別記様式第7号）を添付するものとする。

3 行政活動の評価に関する条例施行規則等の改正案（新旧対照表）

いずれも平成19年4月1日施行予定。別記様式については添付省略。

行政活動の評価に関する条例施行規則

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第14条 略</p> <p>（大規模事業評価の範囲等）</p> <p>第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 全体事業費が100億円以上の公共事業 二 全体事業費が30億円以上の施設整備事業 <p>2 前項第1号の公共事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条に規定する公共施設等の整備等に関する事業のうち、土木部及び農林水産部が所管する事業（<u>公用施設及び研究施設に係るものを除く。第4章及び第5章において同じ。</u>）をいい、同項第2号の施設整備事業とは、それ以外の事業をいう。</p> <p>3 第2条第2項第1号の大規模事業評価（以下単に「大規模事業評価」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画評価 第1項第1号又は第2号の事業について、事業着手（事業に係る基本計画の策定又はそれに相当する行為をいう。以下同じ。）の前に行う評価 二 事業再評価 第1項第2号の事業として前号の計画評価（以下単に「計画評価」という。）を行った事業について、事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれる場合（<u>計画評価において事業実施を適切と判断した事業について、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手がなされないことが見込まれる場合を含む。</u>）に行う評価 <p>4 <u>計画評価を行った後、事業着手までの間に、計画評価に係る次条第1項に掲げる項目の概要に著しい変更が生じた場合は、再度、計画評価を行うものとする。</u></p> <p>第16条～第21条 略</p> <p>（公共事業再評価の範囲）</p> <p>第22条 条例第4条第1項第2号ロの規則で定める公共事業は、県が事業主体である公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（<u>災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。</u>）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一～五 略 <p>第23条～第30条 略</p> <p>（事業箇所評価の範囲）</p> <p>第31条 事業箇所評価は、次に掲げる事業の実施予定箇所のうち、事業箇所評価を実施する年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定しているものについて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 県が事業主体である公共事業 二 県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、事業箇所評価は行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業 二 維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業 <p>第32条～第35条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>（大規模事業評価の範囲等）</p> <p>第15条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 全体事業費が100億円以上の公共事業 二 全体事業費が30億円以上の施設整備事業 <p>2 第2条第2項第1号の大規模事業評価（以下単に「大規模事業評価」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画評価 前項第1号又は第2号の事業について、事業着手（事業に係る基本計画の策定又はそれに相当する行為をいう。以下同じ。）の前に行う評価 二 事業再評価 前項第2号の事業として前号の計画評価（以下単に「計画評価」という。）を行った事業について、事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれる場合 <p>第16条～第21条 略</p> <p>（公共事業再評価の範囲）</p> <p>第22条 条例第4条第1項第2号ロの規則で定める公共事業は、県が事業主体である公共事業であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一～五 略 <p>第23条～第30条 略</p> <p>（事業箇所評価の範囲）</p> <p>第31条 事業箇所評価は、次に掲げる事業の実施予定箇所のうち、事業箇所評価を実施する年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定しているものについて行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 県が事業主体である公共事業 二 県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、事業箇所評価は行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業 二 維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業 三 <u>実施予定箇所が1箇所である事業</u> <p>第32条～第35条 略</p>

大規模事業評価実施要領

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第6 略</p> <p>(委員会への報告)</p> <p>第7 事業所管部長は、規則第15条第3項に規定する計画評価を行った事業について、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に、企画部長に対して評価事業完了報告書(計画評価のみを行った事業については別記様式第5号の1又は2。事業再評価又は公共事業再評価も行った事業については別記様式第6号の1又は2。)を提出するものとする。</p> <p>2 企画部長は、前項の評価事業完了報告書を委員会大規模事業評価部会(以下「部会」という。)に提出するとともに、事業所管部長は、部会において同書の内容に関する説明を行うものとする。</p> <p>第8 略</p>	<p>第1～第6 略</p> <p>第7 略</p>

公共事業再評価実施要領

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第7 略 (第3に規定する再評価調書(別記様式第1号)の内容を改正)</p> <p>(委員会への報告)</p> <p>第8 事業所管部長は、再評価対象公共事業のうち、委員会公共事業評価部会(以下「部会」という。)から事業の継続若しくは中止等の条件又は当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見を付されたものについて、再評価を行った翌年度及び条件又は意見の内容に応じた適切な年度に、部会意見対応状況報告書(別記様式第5号)を作成し、企画部長に対して提出するものとする。</p> <p>2 事業所管部長は、再評価対象公共事業について、事業を完了した翌年度から起算して2年度以内に再評価事業完了報告書(別記様式第6号)を作成し、企画部長に対して提出するものとする。</p> <p>3 企画部長は、前二項の書面を、当該年度内に開催される部会に提出するとともに、事業所管部長は、同部会において同書面の内容に関する説明を行うものとする。</p> <p>第9 略</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 略</p>

事業箇所評価実施要領

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第4 略</p> <p>(評価結果の反映書面)</p> <p>第5 事業所管部長は、企画部長が別に定める時期に、当該事業所管部長の所管する公共事業に係る条例第11条第2項の書面(別記様式第5号又は第6号)を作成し、企画部長に当該書面を提出するものとする。</p> <p>なお、別記様式第5号に記載した新規事業箇所のうち、翌年度に実施する箇所については、新規事業箇所調書(別記様式第7号)を添付するものとする。</p> <p>第6 略</p>	<p>第1～第4 略</p> <p>(評価結果の反映書面)</p> <p>第5 事業所管部長は、企画部長が別に定める時期に、当該事業所管部長の所管する公共事業に係る条例第11条第2項の書面(別記様式第5号又は第6号)を作成し、企画部長に当該書面を提出するものとする。</p> <p>第6 略</p>

評価事業完了報告書

平成 年 月 作成
作成 課 室 名

評価調書、評価の結果（県の対応方針）を添付

事業名	
計画評価年月日	（県の対応方針決定年月日記載）

1 委員会意見（付帯意見含む）への対応状況

委員会意見	対応状況

2 事業実施状況

計画評価時のスケジュール （評価調書「事業期間・時期」転記）	実 際
遅延した場合その理由・原因	

3 事業実施の効果

計画評価の内容 （評価調書【目標管理】<事業効果に関する目標管理>」転記）	目標の達成状況
上記以外の効果の発現状況	

4 事業費

計画評価の内容 （評価調書【目標管理】<事業コストに関する目標管理>」転記）	目標の達成状況

5 事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性

--

6 今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項

--

評価事業完了報告書

平成 年 月 作成
作成 課 室 名

評価書を添付

事業名	
計画評価年月日	(評価書決定年月日記載)

1 委員会答申(付帯意見含む)への対応状況

委員会答申	対応状況

2 事業実施状況

計画評価時のスケジュール (評価書中、評価結果「今後のスケジュール」転記)	実 際
遅延した場合その理由・原因	

3 事業実施の効果

計画評価の内容 (評価書中、「評価結果6」転記)	効果の発現状況
上記以外の効果の発現状況	

4 環境への影響

計画評価の内容 (評価書中、「評価結果7」転記)	実際の状況

5 リスク対応

計画評価の内容 (評価書中、「評価結果8」転記)	実際の状況

6 事業費

計画評価の内容 (評価書中、「評価結果9」転記)	実際の状況

7 事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性

--

8 今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項

--

評価事業完了報告書

平成 年 月 作成
作成 課 室 名

評価書（事業再評価）を添付

事業名	
計画評価年月日	（評価書決定年月日記載）
事業再評価年月日	（評価書決定年月日記載）

1 委員会答申（付帯意見含む）への対応状況

委員会答申（事業再評価）	対応状況

2 事業実施状況

事業再評価時のスケジュール （評価書中、「今後のスケジュール」転記）	実 際
遅延した場合その理由・原因	

3 事業実施の効果

事業再評価の内容 （評価書中、「評価結果6」転記）	効果の発現状況
上記以外の効果の発現状況	

4 環境への影響

事業再評価の内容 （評価書中、「評価結果7」転記）	実際の状況

5 リスク対応

事業再評価の内容 （評価書中、「評価結果8」転記）	実際の状況

6 事業費

事業再評価の内容 （評価書中、「評価結果9」転記）	実際の状況

7 事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性

--

8 今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項

--

評価事業完了報告書

平成 年 月 作成
作成 課 室 名

評価書（計画評価及び公共事業再評価）を添付

事業名	
計画評価年月日	（評価書決定年月日記載）
公共事業再評価年月日	（評価書決定年月日記載）

1 委員会答申（付帯意見含む）への対応状況

委員会答申（計画評価及び公共事業再評価）	対応状況

2 事業実施状況

公共事業再評価時のスケジュール	実 際
（公共事業再評価書中、「事業の進捗状況」転記）	
遅延した場合その理由・原因	

3 事業実施の効果

計画評価及び公共事業再評価時の内容	効果の発現状況
（計画評価書中、「評価結果6」及び公共事業再評価書中、「費用対効果分析」転記）	
上記以外の効果の発現状況	

4 環境への影響

計画評価及び公共事業再評価時の内容	実際の状況
（計画評価書中、「評価結果7」及び公共事業再評価書中、「生態系、景観への影響」転記）	

5 リスク対応

計画評価時の内容	実際の状況
（計画評価書中、「評価結果8」転記）	

6 事業費

公共事業再評価時の内容	実際の状況
（公共事業再評価書中、「全体事業費の変更状況とその要因」転記）	

7 事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性

--

8 今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項

--

再 評 価 調 書

		調書作成年月日		平成 年 月 日		
		事業担当課				
事業名				補助・単独の別	事業主体	
施行地名	【位置図後掲】			管理主体		
根拠法令						
事業の概要	事業目的					
	事業内容					
	事業着手時 (平成 年度)					
	再評価時 (平成 年度)					
	【事業内容の変更状況とその要因】					
	事業費					
	全体事業費	費用負担内訳				
		内用地費	国 [%]	県 [%]	市町村 [%]	その他 () [%]
	事業着手時 (平成 年度)	億円	億円	億円	億円	億円
	再評価時 (平成 年度)	億円	億円	億円	億円	億円
	【事業費の変更状況とその要因】					

事業の進捗状況 規則第24条第1号関係

事業期間

事業着手時 (平成 年度)		再評価時 (平成 年度)	
事業採択予定年度	H. 年度	事業採択年度	H. 年度
用地買収着手予定年度	H. 年度	用地買収着手年度	H. 年度
工事着手予定年度	H. 年度	工事着手年度	H. 年度
		計画変更実施年度	H. 年度
完成予定年度	H. 年度	完成予定年度	H. 年度

進捗率

平成 年度までの			
事業費	進捗率	内用地費	進捗率
億円	%	億円	%

事

業

の 【事業の進捗状況（順調でない場合にはその要因）】

概

【今後の進捗の見込み（事業スケジュール表後掲）】

要

施設管理の予定・管理状況

事 業 の 必 要 性	上位計画等	
	事業を巡る社会情勢等	規則第24条2号関係
事 業 の 有 効 性	事業効果	
	効果の発現状況	
	社会情勢	
	地元情勢、地元の意見	
	想定される事業効果	

事 業 の	関連事業の概要・進捗状況等		
	代替案との比較検討	規則第 2 4 条第 3 号関係	
業 の			
	コスト縮減計画	規則第 2 4 条第 4 号関係	
効 率 性	費用対効果		
	根拠マニュアル： _____ (平成 ____ 年版)		
	社会的割引率： _____ %		
	便益算定期間： _____ 年		
		事業着手時 基準年 (平成 ____ 年)	再評価時 基準年 (平成 ____ 年)
	費	建設費	
	用	維持管理費	
	項	総費用	
	目	現在価値 (C)	
	便		
益			
項			
目	総便益		
	現在価値 (B)		
	費用便益比 (B / C)		
【事業着手時 (前回再評価時) との違いの要因】			

環境への影響と対策	地域指定状況等		
	影響と対策		
再評価実施状況	再評価実施年度	平成	年度
	再評価部会意見への対応状況	答申	
		条件	
		別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見 2 今後の事業実施に関する意見
	評価結果	評価結果	
		対応方針	
		別紙意見に対する対応方針	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針 2 今後の事業実施に関する意見への対応方針
現在の対応状況			
総合評価	対応方針		

事業スケジュール表

位 置 图	
-------------	--

部会意見対応状況報告書

		調書作成年月日		平成	年	月	日
		事業担当課					
事業名				補助・単独の別		事業主体	
施行地名					管理主体		
事業の概要	事業概要						
	事業目的						
	事業内容						
	全体事業費						
	事業期間						
	位置図・概要図・写真等						

再評価部会意見への対応状況	再評価実施状況		
	再評価実施年度	平成 年度	
	答	答 申	
		条 件	
	申	別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見
			2 今後の事業実施に関する意見
	評価結果	評価結果	
		対応方針	
		別紙意見 に対する 対応方針	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針 2 今後の事業実施に関する意見への対応方針
	現在の対応状況		

評価事業完了報告書

		調書作成年月日		平成 年 月 日			
		事業担当課					
事業名			補助・単独の別	事業主体			
施行地名	【位置図後掲】			管理主体			
根拠法令							
事業の概要	事業目的						
	事業内容						
		事業着手時 (平成 年度)					
		再評価時 (平成 年度)					
	完了時 (平成 年度)						
	【事業内容の変更状況とその要因】						
事業の概要	事業費						
		全体事業費		費用負担内訳			
			内用地費	国	県	市町村	その他 ()
				[%]	[%]	[%]	[%]
	事業着手時 (平成 年度)	億円	億円	億円	億円	億円	億円
再評価時 (平成 年度)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
完了時 (平成 年度)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
	【事業費の変更状況とその要因】						

事業 の 概 要	事業期間						
		事業着手時 (平成 年度)		再評価時 (平成 年度)		完了時 (平成 年度)	
		事業採択予定年度	H. 年度	事業採択年度	H. 年度	事業採択年度	H. 年度
		用地買収予定年度	H. 年度	用地買収年度	H. 年度	用地買収年度	H. 年度
		工事着手予定年度	H. 年度	工事着手年度	H. 年度	工事着手年度	H. 年度
				計画変更実施年度	H. 年度	計画変更実施年度	H. 年度
	完成予定年度	H. 年度	完成予定年度	H. 年度	完成年度	H. 年度	
	【事業期間変更の理由】						
	施設管理状況						
事業 の 有 効 性	事業効果						
	効果の発現状況						
	費用対効果分析結果（再評価平成 年、基準年平成 年）：B / C = .						

再評価部会意見への対応状況	再評価実施状況		
	再評価実施年度	平成 年度	
	答	答 申	
		条 件	
	申	別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見
			2 今後の事業実施に関する意見
	評 価	評価結果	
		対応方針	
		別紙意見 に対する 対応方針	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針
	2 今後の事業実施に関する意見への対応方針		
対応状況			
総 合 評 価	総合評価（改善措置の必要性など）		

位 置 图	
-------------	--

新規事業箇所調書

		調書作成年月日		平成 年 月 日																								
		事業担当課																										
事業名				補助・単独の別	事業主体																							
施行地名				管理主体																								
根拠法令																												
事業	事業目的																											
	事業内容																											
業	事業費																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全体事業費</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">費用負担内訳</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">内用地費</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">その他 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[%]</td> <td style="text-align: center;">[%]</td> <td style="text-align: center;">[%]</td> <td style="text-align: center;">[%]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">億円</td> <td style="text-align: center;">億円</td> </tr> </table>	全体事業費		費用負担内訳					内用地費	国	県	市町村	その他 ()			[%]	[%]	[%]	[%]	億円	億円	億円	億円	億円	億円			
全体事業費		費用負担内訳																										
	内用地費	国	県	市町村	その他 ()																							
		[%]	[%]	[%]	[%]																							
億円	億円	億円	億円	億円	億円																							
概	事業期間																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業期間</td> <td colspan="2">平成 年度～平成 年度 (年間)</td> </tr> <tr> <td>用地買収着手予定年度</td> <td>平成 年度</td> <td>工事着手予定年度 平成 年度</td> </tr> </table>	事業期間	平成 年度～平成 年度 (年間)		用地買収着手予定年度	平成 年度	工事着手予定年度 平成 年度																					
事業期間	平成 年度～平成 年度 (年間)																											
用地買収着手予定年度	平成 年度	工事着手予定年度 平成 年度																										
要	施設管理の予定																											

	上位計画等
事業の必要性	事業を巡る社会情勢等
	<p>社会情勢</p> <p>地元情勢、地元の意見</p>
事業の有効性	事業効果
	<p>想定される事業効果</p>

事 業 の 効 率 性	関連事業の概要・進捗状況等		
	代替案との比較検討		
	コスト削減計画		
	費用対効果		
		<p>根拠マニュアル： _____ (平成 ____ 年版)</p> <p>社会的割引率： _____ %</p> <p>便益算定期間： _____ 年</p> <p>基準年：平成 ____ 年</p>	
	費 用 項 目		
	便 益 項 目		
	費用便益比 (B / C)		

環境への影響と対策	地域指定状況等								
	影響と対策								
総合評価	事業箇所評価結果								
		<table border="1"> <tr> <td>評点による順位</td> <td>予算化された箇所数</td> <td rowspan="3">評価結果と予算への反映状況が異なる場合の理由 (低順位にもかかわらず予算化された理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業(新規事業箇所)</td> </tr> <tr> <td>位 /</td> <td>箇所</td> </tr> </table>	評点による順位	予算化された箇所数	評価結果と予算への反映状況が異なる場合の理由 (低順位にもかかわらず予算化された理由)	事業(新規事業箇所)		位 /	箇所
	評点による順位	予算化された箇所数	評価結果と予算への反映状況が異なる場合の理由 (低順位にもかかわらず予算化された理由)						
	事業(新規事業箇所)								
位 /	箇所								
	対応方針								

【参考】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成11年法律第117号) 通称「PFI法」

第一条 〔略〕

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、
駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)
観光施設及び研究施設
- 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの(注)

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

〔以降略〕

(注)現在まで無し。